

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成31年2月10日 07時15分ごろ
発生場所	島根県松江市七類港北北西方沖 七類港九島灯台から真方位338°9.7海里付近 (概位 北緯35°43.9′ 東経133°10.2′)
事故の概要	瀬渡船GRAND VESSELは、航行中、機関室から火災が発生した。
事故調査の経過	平成31年2月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	船種船名、総トン数 瀬渡船 GRAND VESSEL、19トン 船舶番号、船舶所有者等 SN2-2893（漁船登録番号）、個人所有 第290-46339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	機関室、操舵室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、瀬渡しの目的で、両舷主機を回転数毎分約1,500回転とし、航行していた。</p> <p>船長は、機関室から焦げるような臭気がしたので、両舷主機を中立運転として機関室の点検を行ったところ、右舷主機の右舷船首側に取り付けられた右舷主機用発電機付近に火炎を認めた。</p> <p>船長は、持ち運び式消火器2本で消火しようとしたものの、黒煙が充満して火元まで近づけず、火勢が強まったことに危険を感じたので、機関室を出て海上保安庁に通報した後、本事故の発生を知って来援した僚船に釣り客2人と共に移乗した。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船によって消火活動が行われたものの、沈没した。</p>
分析	本船は、航行中、機関室から出火したものと推定されるが、船体が沈没していることから、出火に至った経緯を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、機関室から出火したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で自動拡散型消火器、火災探知器等の設置が求められる船舶以外の小型船舶にあっても、機関室には、自動拡散型消火器、火

	災探知器等を設置することが望ましい。
--	--------------------